

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団退職金規程

(趣旨)

第1条 この規程は公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団就業規程（以下「規程」という。）第40条にもとづき、規程第2条第1項に定める職員の退職金に関し必要な事項を定める。

(支給の最低勤続年数)

第2条 前条の職員が1年以上勤続して退職したときは、この規程により退職金を支給する。

(退職金共済契約)

第3条 前条の退職金の支給は、財団が各職員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共本部」という）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

2 新たに採用した者については、採用となった月に機構・中退共本部と退職金共済契約を締結する。

(掛金月額)

第4条 退職金共済契約の掛金月額は5,000円とする。

(掛金納付の停止)

第5条 規程第10条にもとづく休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、機構・中退共本部の掛金納付を停止する。

(退職金額)

第6条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。ただし、機構・中退共本部から支給される退職金の額が、別表第1の額より少ないときは、その差額を財団が直接支給し、機構・中退共本部から支給される額が多いときは、その額を本人の退職金の額とする。

(退職金の減額)

第7条 職員が懲戒解雇をされた場合には、退職金を減額することができる。この場合、機構・中退共本部に退職金の減額を申し出ることがある。

(退職金の支払方法)

第8条 退職金は、職員（職員が死亡した場合はその遺族）に交付する退職金共済手帳により、機構・中退共本部から支給を受けるものとする。

- 2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。
- 3 第6条の規定により、差額を財団が支給する場合は、やむを得ない理由があるときを除き、支払事由の生じた日から30日以内に本人又はその遺族にその差額を支給する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員と協議のうえ改廃することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

退 職 金

（単位：円）

勤務年数	退職金
1 年以上 3 年未満	5 0, 0 0 0
3 年以上 6 年未満	7 0, 0 0 0
6 年以上 1 0 年未満	9 0, 0 0 0
1 0 年以上 1 5 年未満	1 2 0, 0 0 0
1 5 年以上 2 0 年未満	1 5 0, 0 0 0
2 0 年以上 2 5 年未満	1 8 0, 0 0 0
2 5 年以上	2 0 0, 0 0 0